

長野県産花き輸出PR用動画制作業務委託
候補者選定審査要領

1 目的

この要領は、長野県産花き輸出PR動画制作業務委託実施公告（以下「実施公告」という。）に基づいて応募があった提案を審査し、業務を委託する候補者（以下「委託候補者」という。）を選定するために必要な事項について定める。

2 企画提案評価会議の設置

上記1の委託候補者を選定するために、長野県産花き輸出PR動画制作業務委託候補者企画提案評価会議（以下「評価会議」という。）を設置する。

3 評価会議の構成

- (1) 評価会議の委員長は、園芸畜産課長とする。
- (2) 副委員長は委員長が指名する者をもって充て、委員長に事故または委員長が欠けたときにその職務を代行する。
- (3) 選定委員会は、委員長が招集し、委員長が議長になる。
- (4) 選定委員会は、委員の過半数の者が出席しなければならない。
- (5) この要領に定めるもののほか、選定委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。
- (6) 選定委員会構成員は、別表のとおりとする。

別表

| 所 属 | 役 職 |
|-------------|------------------|
| 長野県農政部園芸畜産課 | 園芸畜産課長 |
| 〃 | 企画幹兼課長補佐兼野菜・特産係長 |
| 〃 | 課長補佐兼果樹・花き係長 |
| 長野県営業局 | 課長補佐 |

4 審査事項

選定委員会は、公募公告に基づき提出された提案を審査し、総合的に最も優れた提案を行ったと認められる者を選定するものとする。

5 審査方法

審査方法は別に定める。